

令和 7 年 7 月 総会議事録

日 時 令和 7 年 7 月 22 日 (火)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東館 86 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和 7 年 7 月 22 日（火）
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 12 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東館 86 会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第 30 号 豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業
後継者花嫁花婿対策推進協議会委員の互選について
- 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 32 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）
- 議案第 35 号 農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）
- 議案第 36 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている
旨の証明について
- 議案第 37 号 非農地証明（遊休農地）について
- 議案第 38 号 地域計画の変更について

(2) 報告

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
（事務局長専決）
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
（事務局長専決）
- 報告第 3 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告確認について
- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 5 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 報告第 6 号 農地等の現況について執行官からの照会に対する調査結果
について
- 報告第 7 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 報告第 8 号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 3名

農業企画課 3名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和7年7月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 出席委員は、委員総数24名中24名で過半数に達していますので、農
業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたし
ます。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について
は、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号7番 近藤好幸委員、同8番 佐野恵美子委員 を議事録署
名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、8日

の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、15日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

番号16番の案件について、書類説明会において案件に含まれておりませんでした。6月23日付で新規営農として多米西町三丁目地内始め6筆の農地について賃借権設定の許可申請がされたものです。会長、地区の運営委員、地区担当の農業委員及び審査会に同席する農業委員に個別に案件の説明をさせていただき、審査会において聞き取り調査を行い、今回の案件としてあげさせていただきました。

清須町地内の所有権を移転する案件は、許可要件である所有農地の全部効率利用要件が満たさなかったため、7月17日に取下願の提出がありました。

番号2番の案件について、経営農地に隣接する法人の作業場のトイレが建築されておりましたが、トイレを撤去し、農地に復元されたことを確認しております。

番号3番の案件について、高師本郷町地内の経営農地について、農地改良を行っておりますが、令和7年9月までに農地改良が完了する旨を確認しております。

番号8番の案件について、農地改良を行っている植田町地内の経営農地に関して計画書が提出されました。耕作用の土を入れ、令和8年5月には耕作を開始する予定であるとのことですので、今後進捗状況について確認して参りたいと思います。

番号12番の案件について、経営農地の大部分が竹林となっている農地がありましたが、農地として復元されたことを確認しました。また、申請地において、農地の全面が農業用の駐車場として利用している農地がありましたが、耕作目的として利用するため、農地に復元したことを確認しました。

番号14番の案件について、申請農地である天伯町地内の農地は、隣地の太陽光発電設備が越境して農地転用許可なく設置されております。当該農地の太陽光発電設備の農地転用申請と同時に農地の賃借権設定を行うため、当該農地のみ申請から取り下げ、残り4筆の申請となります。

その他については、変更、取り下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号12番、15番及び16番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、議長。転用関係につきましては、8日の説明会以降、取り下げ変更等はありません。それではよろしくお願いいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。

議長 別添資料1-2 議案第30号

「豊橋市農業委員会 農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会委員の互選について」を議題といたします。

農政対策協議会委員と花嫁花婿対策推進協議会委員については関連がございますので、一括上程いたします。

内容等について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。資料1-2をご覧ください。

議案第30号「豊橋市農業委員会農政対策協議会委員及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会委員の互選について」ですが、豊橋市農業委員会農政対策協議会要領第9条及び豊橋市農業後継者花嫁花婿対策推進協議会規約第5条にそれぞれ任期が定められ、共に1年となっております。

現在の任期は、令和7年7月19日までですので、新たに委員を選出する必要があります。

この2つの協議会には、会長、会長職務代理者以外の21名の委員は、いずれかに属することとなっています。

まずは、花嫁花婿対策推進協議会の委員を各地区から1名を互選いただき、それ以外の委員をもって農政対策協議会の委員として互選いただいたものとしております。

今回、具体的な選出につきましては、7月15日の運営委員会において、互選された結果を報告いただいております。

農政対策協議会は、会長、会長職務代理者に加え、新たに選出された15名の委員をもって、その委員とします。

次に資料の裏面をご覧ください。農業後継者花嫁花婿対策推進協議会

は、会長、会長職務代理者に加え、新たに選出された6名の委員をもって、その委員とします。

なお、これらの協議会の会長は規約上、農業委員会の会長をもって充てることとなっており、副会長は慣例により1任期中は在任することとなっておりますことを申し添えます。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。両協議会の委員は、別紙名簿のとおり決することに異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

議 長 続きまして 資料1 議案第31号
「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から16番までの16件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第31号、1ページから3ページまでをご覧ください。

番号1番から16番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち

切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 32 号

「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 32 号、4 ページをお願いします。

番号 1 番の 1 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付がある案件です。

一時転用については、営農型太陽光の案件で 10 年間の計画であり、地域計画協議の場において合意取得済みです。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 33 号

「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第33号、5ページから6ページをお願いします。

番号1番から7番までの7件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号1番は完全始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号3番・4番・7番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・2番・5番・6番です。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

委員 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

議長 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号5番・6番の2件については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 34 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号1番から34番までの34件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。
議案第 34 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち、9 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願いますのでございます。

別添資料 1-3 をご覧ください。1 ページから 7 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 34 件 85 筆 117, 127. 00 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願います。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料 1-3 議案第 35 号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。
利用権移転の番号 1 番から 8 番までの 8 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。
議案第 35 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願いますのでございます。

別添資料 1-3、8 ページから 9 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 7 年 9 月 1 日付で利用権が移転する案件が 8 件 45 筆、49,381.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 36 号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 36 号 7 ページをご覧ください。

議案第 36 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 6 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 37 号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 37 号 8 ページをご覧ください。

番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-4 議案第 38 号

「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。

画課

議案第 38 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-4 をご覧ください。

7 月 8 日の書類説明会でご説明したとおり、8 月公告分の地域計画について変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。

なお、地域計画の変更については、7 地域において、合計 318 筆、292,506.07 m²です。

地域計画からの除外に関する案件は、農地転用の申請に先立つ地域計画の区域からの除外が 38 筆、23,939.06 m²。現況証明の発行に関する案件が 1 筆、133 m²。

耕作者の変更に関する案件は、農地法 3 条の許可に伴う案件が 38 筆、26,295.76 m²。農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 159 筆、162,893.25 m²。その他担う者の変更が 12 筆、12,554 m²。解約による耕作者不在への変更が 70 筆、66,691 m²です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1 9 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件、及び 10 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 12 ページ 19 番までの 19 件については、い

ずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 13 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 6 番までの 6 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 14 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 15 ページ 13 番までの 13 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 16 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。

番号 1 番は昭和 62 年に住宅として転用届出を受理した土地ですが、届出者が受理通知書を紛失しているとのことで照会があったものです。現地調査の結果、現在も同様の利用がされていますので非農地と判断し、6 月 26 日付で事務局長名で回答しています。

次に 17 ページをお願いします。

報告第 6 号については、名古屋地方裁判所 豊橋支部執行官からの照会です。

番号 1 番は、上の 1 筆は調整区域の白地の土地で、登記簿地目は畑、現況は農地以外となっており、非農地と判断しました。下の 1 筆は調整区域の色地と白地が混在する土地で、登記簿地目は畑、現況も畑となっており、農地性ありと判断しました。この件については、6 月 30 日付け事務局長名で回答しました。

番号 2 番は、調整区域の白地の土地で、登記簿地目は畑、現況は農地以外となっており、非農地と判断しました。この件については、7 月 4 日付け事務局長名で回答しました。

次に 18 ページをお願いします。

報告第 7 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名についてをご覧ください。

あっせん申出者の住所氏名、あっせん対象農地の所在地、地目、面積、所有者は資料のとおりです。あっせん委員につきましては、あっせ

ん対象農地の所在地の地域の担当の農業委員さんに事前にお伝えをしており、番号1番は、野依町の担当委員である前田委員、番号2番は、南大清水町の担当委員である高部委員、番号3番は、寺沢町の担当委員である陶山委員にそれぞれお願いします。

次に19ページをお願いします。

報告第8号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告についてをご覧ください。

令和7年6月にあっせん委員の指名をした伊古部町、牟呂町の農地について、資料のとおり所有権を移転することが決まりましたので、報告をいたします。

以上です

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 次に 連絡事項を事務局よりお願いします。

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前10時12分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和7年7月22日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号7番 近藤 好幸 委員)

議事録署名者
(議席番号8番 佐野恵美子 委員)